

## 県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立太田産業技術専門校
所在地	太田市新野町157-1
所管部局・課	産業経済部 産業人材育成課

### 1 施設の設置根拠(法律、条例等)

職業能力開発促進法、群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例

### 2 施設の役割

#### (1) 設置目的

国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、職業能力開発施設を設置して職業訓練を行うものとする。(職業能力開発促進法第15条の6より抜粋)

#### (2) 設置当初の状況

戦前は軍需産業のための工員養成所、戦後は傷病兵や戦地引き揚げ者のための職業訓練を行う施設として設置された職業補導所は、高度成長期、産業界へ人材を輩出するための施設へと目的を変え、昭和44年の職業能力開発促進法制定とともに現在の職業能力開発施設(職業訓練校)として整備された。このときは、中卒者(一部高卒者)を中心とした若年者の養成訓練が中心であった。

#### (3) 施設を取り巻く現状

産業の高度化や社会の高学歴化が進み、全国の訓練校で、訓練課程は中卒から高卒課程への移行が進み、訓練レベルも高度な内容へと変わっていくようになった。こうしたことから、本県の訓練校でも6校を3校に統合整備して「産業技術専門校」として機能向上を図るなどして、企業の現場を担う中核的な人材を送り出す施設へと変遷していった。

太田産業技術専門校は、製造業の盛んな東毛地区という地域性を考慮し、特に優秀な製造業従事者を輩出する施設としての期待値が高い。

### 3 施設の概要

設置年月日	平成7年4月1日
敷地面積(所有者)	敷地面積 約37,744平方メートル(県所有)
主な施設(床面積、階数等)	床面積 約11,728平方メートル 本館棟(4階)、講堂棟、実習棟(2棟)、学生寮(2階)
建設費	約5,700,000千円

#### ◇入園料・利用料等

#### ◇利用時間(休館日)

区分	金額	平日 8:40～15:50(授業時間)
施設内訓練普通課程入校関係費用	試験料2,200円 入校料5,650円	
施設内訓練普通課程授業料	9,900円/月	
在職者訓練受講料	800円/1時間	

#### 4 施設における実施事業

##### (1) 施設内訓練

職業能力開発促進法では、職業訓練を高度職業訓練(職業に必要な高度な技能及び知識を習得するための訓練)と普通職業訓練(高度職業訓練以外の訓練)に区分している。産業技術専門校では、後者の普通職業訓練(普通課程及び短期課程)を実施しており、「施設内訓練」とは、このうち専門校の施設内で実施する常設の訓練である。

##### (2) スキルアップセミナー

在職者を対象に、基礎的な技能の習得及び資格習得を目的とする、法上の普通職業訓練の短期課程の訓練で実施している。

#### 5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳 入 (1)	91,247	87,763	82,232	84,195	113,118
使用料・手数料	22,054	19,378	19,147	20,206	19,801
国庫	68,877	67,890	62,584	63,358	92,802
その他	316	495	501	631	515
歳 出 (2)	264,960	232,119	226,479	248,178	251,253
常勤職員	185,794	163,044	161,631	160,342	154,611
非常勤職員	5,840	7,821	7,718	7,717	7,758
委託料	16,819	15,971	16,108	15,894	15,274
その他	56,507	45,283	41,022	64,225	73,610
歳入・歳出の差額 (1)-(2)	▲ 173,713	▲ 144,356	▲ 144,247	▲ 163,983	▲ 138,135
歳入・歳出の主な増減理由	25年度から26年度にかけて、委託訓練業務を前橋校に集約したため、歳入・歳出ともに減。				

#### 6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	20	19	19	19	19
臨時・非常勤職員	3	4	4	4	5
合 計	23	23	23	23	24

#### 7 施設利用の状況

区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(人)	303	393	425	442	349
有料利用者数(人)	212	297	315	329	313
無料利用者数(人)	91	96	110	113	36
利用者の主な増減理由	・有料利用者数には施設内訓練の訓練生数及び在職者訓練受講者数(有料)を、無料利用者数には在職者訓練受講者数(無料)を計上。29年度は8月現在実績。 ・26年度以降、在職者訓練の受講者数(有料・無料とも)が増加。				

※ 見込み数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区分	内容
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続    <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続  <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡    <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡    <input type="checkbox"/> 廃止    <input type="checkbox"/> その他         </p> <p>           ・ 太田産業技術専門校は、職業能力開発促進法で県が設置するものとされている職業能力開発校であり、施設内訓練及び在職者訓練を実施している。            施設内訓練では、労働力人口の減少が懸念される中、新卒者を中心に、民間では実施していない、又は校での実施の方が効率的・効果的に行える訓練(ものづくり人材の育成)を実施しており、ものづくり産業を支える若年技能者を産業界に輩出し、産業界から高く評価されている。            また、在職者訓練では、産業技術専門校における企業等の在職者のスキルアップのための訓練を実施し、企業の人材育成を支援している。         </p> <p>           ・ 廃止した場合には、ものづくり人材の育成・確保、企業の人材育成支援の役割・機能を果たせなくなる。         </p> <p>           ・ 太田産業技術専門校は、民間との役割分担のもと、その役割・機能を十分に担っている現状に鑑み、県の施設として現在のまま存続することが適当である。         </p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営    <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入    <input type="checkbox"/> その他         </p> <p>           ・ 指定管理者制度への移行については、結果が求められる中で事業の採算性が見込めないことから、民間事業者等がどこまで対応できるか懸念される。万一、移行しても、事業の継続ができなくなった場合には指導員の技術や技能が途切れ、人的問題から県直営での再開は困難であることから、現段階では、国や他県の動向を見据えながら慎重に検討していく必要がある。         </p>
業務等の見直し	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある    <input type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない         </p> <p>           ・ 産業技術専門校としての役割・機能を十分に果たせるよう、コスト削減やサービス効率化、県民ニーズの把握と業務へのフィードバック、施設のPR等にこれからも努めていく。         </p>